

秋田市クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月12日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第42号

秋田市クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

秋田市クリーニング業法施行細則（平成9年秋田市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第4条の表第7号中「第2条の2第2項第2号」を「第2条の3第2項第2号」に改める。

附 則

この規則は、令和5年12月13日から施行する。